

「違憲」法制

政治権力は全能ですか

「瞬間、聞き間違えたかと耳を疑った。」
 「現在の憲法をいかに法案に適用させていけばいいのか、という議論を踏まえて閣議決定を行った。」安全保障関連法案を審議する衆院特別委員会での、中谷元・防衛相の答弁である。
 前日に衆院憲法審査会で3人の参考人が安保関連法案は「憲法違反」と断じたことを受け、民主党の辻元清美氏が「政府は法案を撤回した方がいい」と指摘したことに對するものだ。
 「憲法」を「法案に適用させる」――驚くべき発言である。――言ってみれば、憲法は日本の最高法規であり、憲法に「法律を適用させなければならぬ」ところがいま、政府の方針を最上位に置き、それに合わせて法律をつくることで、実質的に憲法を変えてしまおうというまさかの事態が進行している。

その一言を担っているのが、仮にも「法の番人」と称されてきた内閣法制局である。
 法制局は、憲法違反の法案が国会に提出されないよう事前に審査し、「法の支配」を守る役割を担ってきた。いや、「番人」ではなく、曲法的な憲法解釈でむしろ政治を支えてきたのだとの批判は常にあるが、それでも、現憲法下では集団的自衛権の行使は認められないという一線は守ってきた。
 憲法審査会で笹田栄司早大教授は、これまでの法制局の仕事が「ガラス細工」言えなくもないが、本当にギリギリのところまで保ってきた」と評価し、今回はそれを「踏み越えてしまった」とで違憲だと指摘した。

だが、横倉裕法制局長官は「吹く風、複数の元長官の批判や懸念にも背を向け」、「政権の番人」としての覚悟すら感じさせると、その姿勢は、人事に手も突っ込まれた時の官僚組織の弱さを見せつけている。
 今回の安保法制を突き詰める、最後には、生死にかかわる重大な判断を無限定に委ねてしまえるほど、政府を、政治を信頼できるかという問いが残る。
 人事で法を我がものにしてしまう安倍晋三首相、専門家を団としての矜持を捨て、一線を越えた内閣法制局、自らが国会に招いた参考人の「違憲」の指摘を「人選ミス」の「矮小化」して追認機関と化す与党。そして誰が何と言おうと、立ち止まる気配すら見せない政府。
 自省と自制を欠き、ブレイクしたのは人たちに、国の存立がかかった判断を委ねられるか――答えを出すのは、首相でも与党でもない。主権者たる私たちひとりひとりで。



指定席

自分の通り道を歩かざるを得ない、宿題の邪魔をする……。自分の気持ちが乱れる。「うざい」の一言です。言われた字は訳がわからず、怒り始めます。子どもたちが自らの思いを単語だけ表現し、言葉を増やそうとてはじめて

多様な学び

子どもも中

多様な学びに扉を開く動きだ。議論を進めてほしい。超党派の議員連盟が、フリースクールや家庭など学校以外の教育機会を、義務教育として認める法案を検討している。「多様な教育機会確保法案」といっ。

国は戦前から70年余り、保護者が子どもに学校で教育を受けさせるよう義務づけてきた。だが不登校の小中学生は学校現場の努力にもかかわらず、20年近く10万人を超えてきた。実態と制度のずれは大きい。学校は今でも教育の主舞台であるべきだが、それが必ずすべての子に最善とは限らない。重要なのは、子の学ぶ権利を保障することだ。学校一本やりの政策は見直さなければならない。

法案の考える制度はこうだ。家庭が学校以外の道を選ぶ場合、フリースクールやNPO、学校などの助言を得て「学習計画」をつくり、市町村委員会に申請する。教委は「教育支援委員」を置いて審査する。認定された場合、教委などが定期的に訪問し、計画にそって学習を修了したと認めら鍵を握るのは、学校で。法案はあくまで教育の学校とし、フリースクールの学習などを選択肢とするものだ。学校がフリースクールでなく、学校もフリースクールで位置づけられ、狙いであることを確認し、先生たちはこれまで通りの相談に乗り、ともにほしい。多くの子に教育を保障する学校の存在意今後とも変わらない。通いの学校づくりを一層進め、検討すべき点は多い。

2015・6・9

ありましたけれども、やはり国家にとりまして、自衛隊、日米安保、ともに憲法の範囲で活動するものであるということも間違いないことではないかと感じます。

「こういう憲法について、どこまで許されるのか」というのは従来からも議論をされておりました。政府としては昨年七月に閣議決定を行ったわけでございますが、この間でも、安保法制懇というものの議論を通じて、政府としては有識者に意見を伺って、その報告書の提出を受けて、そして与党の中で非常に濃密な協議を踏まえて行ったものでございまして、閣議決定をしたわけでございます。

私も、自民党の中でこの憲法とこれからの安全保障法制、常々議論はいたしておりますし、また与党の中でもさまざまな角度で検討して現在の法案を政府としては決定をいたしましたので、それぞれ憲法において慎重に議論をした結果であるというふうに思っております。
 しかしながら、憲法に關していろいろな考えの方がおられますが、私たちは、そういうさまざまな方々の意見を聞く、伺う、そういうことを通じまして、現在の結論に至っているわけでございませぬ。

○辻元委員 私私が申し上げましたのは、反対している人たちが半数以上いらっしゃる、この事実は御存じですね。世論調査を見て、そういう意見で、憲法九条に違反しているんじゃないかと。そして一方、憲法学者、研究者の皆さんも二百名近く反

対の声明を上げられ、今ほとんどふえていつていくというふうな事態で、そして自衛隊は、憲法審査会と呼ばれた三人の参考人も、非常に日本では権威のある方々です、三人とも口をそろえて違憲だと言っているそんな法案にのっとって、この宣誓、「日本国憲法及び法令を遵守し、一身を賭して行きます」と。

皆が、これは頑張ってほしい、憲法にも合致しているというものであればいいが、その根幹が揺らいているわけですよ。違憲かもしれない、また違憲だと断言されている、政府は合憲だと言いつ張っておりますけれども、そんな状況で、自衛隊員に、命をかけて戦えとか、命をかけて、我が国が攻められていなくとも、他国のために戦えとか行けと言いますか。

私は、昨日の憲法審査会を受けて、三名が違憲と言われたことを受けて、本法案は一回、政府は撤回された方がいいと思っておりますが、いかがですか。○中谷国務大臣 政府といたしましては、さまざまな角度から御意見を頂戴し、また、現実に、安保法制懇談会という非常に著名な、見識を持った方々に参画していただいで御意見をいただきました。

そして、その後は、やはり政府としては、国民の命として平和な暮らし、これを守っていくために憲法上安全保障法制はどうあるべきか、これは非常に国の安全にとって大事なことでございまして、与党でこういう観点で御議論をいただき、そして現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいのかがという議論を踏まえて

議決定を行ったわけでございまして、多くの識者の御意見を聞きながら真剣に検討して決定したということでございます。

○辻元委員 私は、中谷大臣が、憲法調査会から一連の憲法場で主張されている意見を覚えております。九条は憲法改正が必要だ、その意見をずっと述べてこられました。すよね。(中谷国務大臣「はい」と呼ぶ)

そして、こういう意見をずっと言ってこられました。これは中谷さんの御著書です。「右でも左でもない政治 リベラルの旗」という御著書の中で、「憲法の拡大解釈は限界に達している」という章でこうおっしゃっています。「現在、各政党で憲法議論が行われている。憲法を改正するかどうか、改正しなくても解釈の変更を行うべきかどうか、議論があるが、私は、現在の憲法の解釈変更はすべきでないと考えている。解釈の変更は、もう限界に来ており、これ以上、解釈の幅を広げようという、これまでの国会での議論は何だったのか、というところになり、憲法の信頼性が問われることになる。」

すばらしい意見をおっしゃっているんじゃないですか。
 それでは、当時のことをお聞きしましょう。中谷大臣は一連の憲法にまつわる委員会等でもこういう御主張をされてきて、私もその場にずっといたわけですね。
 当時、なぜ、憲法の拡大解釈は限界を超えていて、そして、これ以上解釈の幅を広げてしまう、それで国会の議論は今まで何だったのかという

R.1